

「食料・農業・農村基本法」改正をめぐる課題 —これからの食料政策・農業政策を考える—

報告へのコメント

令和5年3月19日（日）

農林水産事務次官 横山 紳

【上田 日本学術振興会特別研究員】

- 現行基本法や基本計画にない「地域圏フードシステム」の考え方は、食品アクセスの向上や食の貧困・格差への対策など、食生活の質の改善について示唆に富むもの。
- 地域圏フードシステムの必要性、有用性をより具体的に示すことができれば、地方自治体を含めた関係者の理解がより進むのではないか。
- 基本法について、「目的と内容のずれ、政策内容の関連性が不明確」とのご意見（食料消費施策、食品産業施策、輸出入措置）があるが、より具体的にどのようなずれが生じているのか明確にすれば、より深い分析に繋がると思われる。
- 意思決定プロセスについて、食料・農業・農村政策審議会の専門部会数についての御説明があったが、審議会より前の初期検討段階からお互いにコミュニケーションをとることも必要ではないか（例えば、地域食料ビジョン研究会の例）。

（質問）

- 地域食料ビジョン研究会の会員として、農林水産省や農林水産政策研究所の職員とどのような議論をされたのか。また、行政と連携した研究を進める上での課題などがあれば教えていただきたい。

【竹田 東京大学特任研究員】

- 環境改善に要する費用について、生産者と消費者の分担を明確にするために「レファレンスレベルの明確化」が必要であることを示された点は示唆に富むもの。
- このレファレンスレベルについて、現行政策についての精査、今後のあるべき姿について研究を深めることには意義があるのではないか。その際、諸外国や他産業における「環境改善のレファレンスレベル」の考え方（思想）などがあれば、参考になるのではないか。
- 人口減少下において水利施設の維持が重要な課題であり、例えば、「更新投資」については、申請主義によらず、技術的観点から国や県が判断するというのは新たな発想。
- 技術的観点から更新の必要性の度合いを見える化することは有益と考えられるが、一方で、管理責任者の意向を踏まえない更新が現実的に可能か等さらなる深堀が必要。

（質問）

- レファレンスレベルの設定や基幹的水利施設を維持するための提案があったが、農林水産省の担当部局との具体的な対策を進めていくため、今後どのようにこの研究を深めていかれるか教えていただきたい。

【総論】

- 学会や博士課程進学者、博士学位取得者と農林水産省の連携は、現状、十分には図られていない。
- 農林水産施策の企画・立案に当たっては、国際的な議論や研究などの専門的知見がこれまで以上に必要。そうした専門的な知見を有する研究者との連携強化は大切な取組み。
- そのためには、連携を強化するための仕組みなどお互いに知恵を出し合うことが重要。